

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

地方公務員法および地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

○滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例

会計年度任用職員の給料および手当に関する以下の事項を定める。

(1) 企業職員（第1条関係）

- ・会計年度任用職員を企業職員※とする。

※企業職員とは

管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（地方公営企業法第15条）
地方公営企業に従事する職員は、管理者を除き、すべて企業職員に含まれる。

(2) 会計年度任用職員の給与の種類（第2条関係）

- ・パートタイム（第1号）、フルタイム（第2号）とも給料および手当

企業職員の給与

地方公営企業法第38条第1項「企業職員の給与は、給料及び手当とする。」

(3) 会計年度任用職員の手当の種類（第2条関係）

初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、退職手当（フルタイムのみ）

(4) 支給額の基準（第3条関係）

- ・準用規定（改正なし）

「職員の給与の額は、滋賀県職員の給与の額を基準とする。」

(5) 施行日 令和2年4月1日

【参考】

○会計年度任用職員制度の概要

＜定義＞：一会計年度を超えない範囲内で置かれる「一般職の非常勤」の職

＜任期＞：採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任命権者が定める期間

※同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されること「有」。

＜採用＞：適切な募集を行った上で、客観的な能力実証の実施が必要（面接や書類選考等）

＜給付＞：従事する職務の内容や責任の程度、地域の実情等を踏まえ適切に決定

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 企業職員（病院事業に従事する企業職員を除く。）のうち、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当および退職手当（同項第 2 号に規定する会計年度任用職員に限る。）とすることとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、企業職員（滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第1条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。以下<u>同じ</u>。）の給与の種類および基準を定めるものとする。 (給与の種類) 第2条 <u>企業職員で、常時勤務を要するものおよび地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）</u>の給与の種類は、給料および手当とする。 2 給料は、管理者（管理者をおかない場合は、管理者の権限を<u>行なう</u>知事をいう。以下同じ。）が定める正規の勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。 3 省略 4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、企業職員（滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第1条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。以下「<u>職員</u>」という。）の給与の種類および基準を定めるものとする。 (給与の種類) 第2条 <u>職員</u>の給与の種類は、給料および手当とする。 2 給料は、管理者（管理者をおかない場合は、管理者の権限を<u>行う</u>知事をいう。以下同じ。）が定める正規の勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。 3 省略 4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。

(新設)

第3条 省略

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）または12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 省略

第5条～第8条 省略

(職員以外の企業職員の給与)

第9条 企業職員で職員以外のものの給与については、この条例の規定にかかわらず、管理者が予算の範囲内で別に定めるものとする。

付則 省略

5 第3項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第4条において「会計年度任用職員」という。）に限る。）の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当および退職手当（同項第2号に掲げる者に限る。）とする。

第3条 省略

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）または12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）である場合、休暇（会計年度任用職員にあつては、有給の休暇）による場合その他その勤務しないことにつき特に管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 省略

第5条～第8条 省略

(削除)

付則 省略